

環廃企発第 1605171 号

環廃対発第 1605171 号

平成 28 年 5 月 17 日

各都道府県・市町村廃棄物行政主管部（局）長殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課



環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長



食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく取組等の更なる推進について（通知）

廃棄物行政の推進については、かねてから御尽力、御協力いただいているところである。

さて、食品循環資源の再生利用等（食品循環資源の再生利用及び熱回収並びに発生抑制及び減量をいう。以下同じ。）については、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号。以下「食品リサイクル法」という。）の下でその取組を促進しているところであるが、平成 19 年の同法の改正から 5 年が経過したことを受けて、食料・農業・農村政策審議会食料産業部会食品リサイクル小委員会及び中央環境審議会循環型社会部会食品リサイクル専門委員会の合同会合（以下「合同会合」という。）において同法の施行状況の点検・評価の議論が行われ、平成 26 年 10 月に「今後の食品リサイクル制度のあり方について」（中央環境審議会意見具申。以下「意見具申」という。）が、また平成 27 年 4 月には「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針の策定等について」（中央環境審議会答申）が取りまとめられた。これを受けて、平成 27 年 7 月に食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（平成 27 年 7 月財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号。以下「新たな基本方針」という。）が公表されたほか、食品リサイクル法関係省令等の一部が改正されたところである。

新たな基本方針では、地方公共団体は、その区域の経済的社会的諸条件に応じて、地域における食品関連事業者、再生利用事業者及び農林漁業者等の連携を図ること等により、食品循環資源の再生利用等を促進するために必要な措置を講ずるよう努めることとしており、特に市町村は、管内の一般廃棄物の処理に統括的な責任を有する者として、環境保全を前提としつつ、食品循環資源の再生利用等が地域の実情に応じて促進されるよう、必要な措置を講ずるよう努めることとしている。また、家庭から発生する食品廃棄物の発生の抑制及び食品循環資源の再生利用等についても同様に、市町村が中心となって、その促進のために必要な措置を講ずるよう努めることとしている。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、平成 28 年 1 月に公表された廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成 28 年 1 月環境省告示第 7 号。以下「廃棄物処理法基本方針」という。）においても、新たな基本方針を踏まえ、家庭から排出される食品廃棄物に占める、本来食べられるにも関わらず廃棄されている食品、いわゆる「食品ロス」の割合の調査を実施したことがある市町村数について取組目標を設けるなど食品循環資源の再生利用等に関する内容が盛り込まれたところである。さらに、平成 26 年 6 月には養豚農業振興法（平成 26 年法律第 101 号）が公布・施行されたところであるが、同法においても食品残さを原材料とする飼料、いわゆる「エコフィード」の利用の増進を図ることとされている。

については、下記の事項に留意の上、新たな基本方針等を踏まえて必要な措置を講ずるとともに、地域における廃棄物の排出抑制及び適正な循環的利用の一環として、関係者の連携による食品循環資源の再生利用等の取組が促進されるよう、貴管内市町村に対する食品リサイクル法の規定等の確実な周知と御指導をよろしく願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 食品リサイクル法について

1 食品リサイクル法の目的（第 1 条関係）

食品リサイクル法は、食品循環資源の再生利用等に関し基本的な事項を定めるとともに、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るとともに、食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするものである。

2 食品関連事業者の範囲（第 2 条関係）

食品リサイクル法において「食品関連事業者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 食品の製造、加工、卸売又は小売を業として行う者
- (2) 飲食店業その他の食事の提供を伴う事業として同法の政令で定めるもの（沿海旅客海運業、内陸水運業、結婚式場業及び旅館業）を行う者

3 食品リサイクル法に規定する「再生利用」について（第 2 条関係）

食品リサイクル法において「再生利用」とは、自ら又は他人に委託して食品循環資源を肥料、飼料その他政令で定める製品（以下「特定肥飼料等」という。）の原材料として利用する又は利用するために譲渡することをいうものとされており、具体的には肥料、飼料のほか炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤、油脂及び油脂製品、エタノール並びにメタンが再生利用対象製品として規定されているところである。

これらの再生利用対象製品は、合同会合等の議論を踏まえ、当該製品に係る製造技術の進歩、当該製品の需要の変化等、食品リサイクル法施行後の情勢の変化等も踏まえて決定されているものである。

4 食品リサイクル法に規定する「熱回収」について（第2条関係）

食品リサイクル法において「熱回収」とは、自ら又は他人に委託して食品循環資源を熱を得ることに利用すること又は食品循環資源を熱を得ることに利用するために譲渡することであって、食品循環資源の有効な利用の確保に資するものとして主務省令（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第2条第6項の基準を定める省令。平成19年農林水産省・環境省令第5号。）で定める基準に適合するものをいうこととしている。

これは、バイオマスである食品循環資源の焼却熱の利用についても、化石燃料の使用量の削減とそれに伴う二酸化炭素の排出量の削減につながり、地球温暖化の防止に寄与するものであることを踏まえ、食品リサイクル法において、一定の要件を満たす場合に限り、食品循環資源の焼却によって得られる熱を熱のまま又は電気に変換して利用する熱回収を行うことが再生利用等の一環として位置付けられているものである。

5 食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（第3条関係）

主務大臣（財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣）は、食品循環資源の再生利用等を総合的かつ計画的に推進するため、食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標を含め、食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針を定めている。

6 食品循環資源の再生利用等の促進に関し食品関連事業者の判断の基準となるべき事項（第7条関係）

食品関連事業者は、食品リサイクル法第3条第1項の基本方針に定められた食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標を達成するため、食品リサイクル法第7条第1項に基づく主務省令（食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令。平成13年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第4号。以下「判断基準省令」という。）に基づき食品循環資源の再生利用等に関する技術水準及び経済的な状況を踏まえつつ、その事業活動に伴い生ずる食品廃棄物等について、その事業の特性に応じて、食品循環資源の再生利用等を計画的かつ効率的に実施することとされている。

特に、食品関連事業者は、次に掲げる食品循環資源の再生利用等の優先順位に沿って取組を実施するものとされている。

- ① 食品廃棄物等の発生を可能な限り抑制すること。
- ② 食品循環資源の全部又は一部のうち、再生利用を実施することができるものについては、特定肥飼料等の需給状況を勘案して、可能な限り再生利用を実施すること。この場合において、飼料の原材料として利用することができるものについては可能な限り飼料の原材料として利用し、飼料の原材料として利用することが

できないものであって肥料の原材料として利用することができるものについては可能な限り肥料の原材料として利用すること。

③ 食品循環資源の全部又は一部のうち、前号の規定による再生利用を実施することができないものであって、熱回収を実施することができるものについては、可能な限り熱回収を実施すること。

④ 食品廃棄物等の全部又は一部のうち、②及び③の規定による再生利用及び熱回収を実施することができないものについては、減量を実施することにより、事業場外への排出を可能な限り抑制すること。

また、食品関連事業者は、食品廃棄物等の発生の抑制を促進するため、主務大臣が定める期間ごとに、当該年度における食品廃棄物等の発生原単位が主務大臣が定める基準発生原単位（いわゆる「食品廃棄物等の発生抑制の目標値」）以下になるよう努めることとされている。平成 27 年 8 月時点で食品関連事業者計 31 業種について目標値が定められている。

7 食品廃棄物等多量発生事業者による定期の報告（第 9 条関係）

食品関連事業者であって、その事業活動に伴い生ずる食品廃棄物等の発生量が年間 100 トン以上である者（以下「食品廃棄物等多量発生事業者」という。）は、毎年度、食品リサイクル法第 9 条第 1 項の主務省令（食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令。平成 19 年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 3 号。）で定めるところにより、食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況に関し、同省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならないこととされている。同報告の結果については、農林水産省が集計し、ホームページにおいて公表している。

（<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syokuhin/index.html>）

意見具申による提言を踏まえ、地域における食品廃棄物等の発生量及び再生利用の実施量をより細かく把握し、国と地方公共団体が連携して地域ごとの食品循環資源の再生利用等を促進するため、平成 27 年 8 月に同報告の様式が改正され、食品廃棄物等多量発生事業者は国に食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の実施量を都道府県別にも報告することとされ、国はこれらを整理した上で公表することとなった。

8 登録再生利用事業者制度（第 11 条関係）

食品循環資源の再生利用を促進していく上では、食品関連事業者が第三者への委託により再生利用を実施する場合において、その委託先となる再生利用事業者の育成を図ることが重要である。このため、食品リサイクル法においては、食品循環資源を原材料とする特定肥飼料等の製造を業として行う者がその事業場について主務大臣の登録を受けることができる、いわゆる登録再生利用事業者制度が設けられている。

主務大臣の登録を受けた場合には、事業者による円滑な再生利用の実施を促進するため、次に掲げる廃棄物処理法の特例が認められるほか、肥料取締法及び飼料安全法

の特例が一部認められる。

- ① 一般廃棄物収集運搬業者（廃棄物処理法第7条第12項に規定する一般廃棄物収集運搬業者をいう。以下同じ。）が、同条第1項の運搬の許可を受けた市町村の区域から登録を受けた事業場へ食品循環資源（一般廃棄物（廃棄物処理法第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。）の運搬に該当するものに限る。）を運搬する場合は、荷卸し地においては運搬の許可が不要となる。
- ② ①の規定により一般廃棄物収集運搬業者が行う食品循環資源の運搬又は廃棄物処理法第7条第6項の許可を受けた登録再生利用事業者が食品関連事業者の委託を受けて行う再生利用事業（一般廃棄物に該当する食品循環資源を原材料とするものに限る。）については、同条第12項の規定（一般廃棄物の処分に係る料金についての市町村の手数料条例による制限）は、適用しない。

主務大臣は、登録等をしたときは、その旨を登録再生利用事業者の事業場を管轄する都道府県知事に通知し、市町村に対しては都道府県から周知をお願いしているところである。また、登録再生利用事業者の一覧については農林水産省のホームページにおいて公表されている。

(<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syokuhin/index.html>)

9 再生利用事業計画認定制度（第19条関係）

食品循環資源の再生利用を促進していく上では、食品循環資源の発生者である食品関連事業者、食品循環資源の再生利用事業者及び再生利用製品を利用する農林漁業者等の三者が連携し、再生利用製品の利用により生産された農畜水産物等の利用までを含めた計画的な再生利用の実施を確保していくことが重要である。

このため、食品リサイクル法においては、食品関連事業者等は、特定肥飼料等の製造を業として行う者及び農林漁業者等と共同して、再生利用事業の実施、当該再生利用事業により得られた特定肥飼料等の利用及び当該特定肥飼料等の利用により生産された農畜水産物、当該農畜水産物を原材料として製造され、又は加工された食品等の利用に関する計画（以下「再生利用事業計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を受けることができる、いわゆる再生利用事業計画認定制度が設けられている。

主務大臣の認定を受けた場合には、計画の参加者による円滑な再生利用の実施を促進するため、認定を受けた再生利用事業計画内で行われる食品循環資源の収集又は運搬（一般廃棄物の収集又は運搬に該当するものに限る。）は、廃棄物処理法第7条第1項の規定による許可が不要となる特例が認められるほか、肥料取締法及び飼料安全法の特例が一部認められる。

主務大臣は、認定等をしたときは、その旨を当該認定に係る再生利用事業を行う事業場又は食品関連事業者の事業場の所在地を管轄する都道府県知事に通知し、市町村に対しては都道府県から周知をお願いしているところである。また、認定を受けた再生利用事業計画の一覧については農林水産省のホームページにおいて公表されている。

(<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syokuhin/index.html>)

第二 新たな基本方針等について

1 新たな基本方針の策定趣旨

食品リサイクル法施行後、我が国の食品産業全体の食品循環資源の再生利用等の実施率（以下単に「実施率」という。）は着実に向上し、一定の成果が認められるものの、食品廃棄物等の分別の困難性等から食品流通の川下にいくほど低下（平成 25 年度実績で食品製造業で 95 パーセント、食品卸売業で 58 パーセント、食品小売業で 45 パーセント、外食産業で 25 パーセント）しているため、食品流通の川下（外食産業、食品小売業等）における食品循環資源の再生利用等を促進する必要がある。また、我が国は、食料及び生産資材の多くを海外からの輸入に頼りながら、平成 24 年度においては、家庭から発生するものも含めて依然として年間約 2,800 万トンの食品廃棄物等を発生させており、このうち、食品ロスが 642 万トンあると推計されているほか、平成 19 年度の発生原単位を基準とした食品関連事業者による食品廃棄物等の発生抑制率は、平成 25 年度で 11 パーセントにとどまっていることから、更なる食品廃棄物等の発生の抑制が必要である。

新たな基本方針は、上記のような認識等の下に、食品循環資源の再生利用等を総合的かつ計画的に推進するため、必要な事項を定めたものである。

2 食品循環資源の再生利用等の手法に関する優先順位

- (1) 食品循環資源の再生利用等を行うに当たっては、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）に規定する循環型社会の形成についての基本原則にのっとり、まず、食品廃棄物等の発生ができるだけ抑制されなければならないこととしている。次に、食品循環資源については、製品の原材料としての再生利用を進め、再生利用が困難な場合であって、一定以上の効率でエネルギーを得ることができるときに限り、熱回収を行うものとしている。さらに、再生利用及び熱回収ができない食品廃棄物等については、減量を行い、廃棄処分される食品廃棄物等の量を減少させること等としている。ただし、この優先順位によらないことが環境への負荷の低減にとって有効であると認められるときは、この限りでないこととしている。
- (2) 第一に、食品廃棄物等の発生の抑制を最優先することが重要であるとしている。特に、散在する事業所から少量ずつ排出されることの多い食品廃棄物等について再生利用、熱回収又は減量を行うことは技術的・経済的・エネルギー的に制約が多いことから、発生の抑制が有効かつ重要であるとしている。
- (3) 再生利用のうち、飼料化については、食品循環資源の有する成分や熱量（カロリー）を最も有効に活用できる手段であるのみならず、飼料自給率の向上にも寄与する等の理由から、優先的に選択することとしている。飼料化が困難な場合には、可能な限り肥料化（食品循環資源を原材料とするメタン化の際に発生する発酵廃液等を肥料の原材料として利用することも含む。）を行うこととしている。これについては、意見具申において、食品循環資源の再生利用の「優先順位については、環境

保全を前提として、第一に『モノからモノへ』の再生利用を、環境負荷の低減に配慮しつつ優先することが必要である」旨提言されたことを踏まえたものである。

3 食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等実施率の目標

新たな基本方針では、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等実施率について、平成 31 年度までに、下記表のとおり、それぞれ向上させることを目標とすることとしている。また、この食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標を達成するために、判断基準省令では、毎年度、食品関連事業者の当該年度における実施率が食品関連事業者ごとに設定された当該年度の基準実施率を上回ることを求めているところである。

これらの食品関連事業者の目標は、食品関連事業者の再生利用等に関する努力のみによって達成されるものではなく、食品循環資源の再生利用等を促進するため、国、地方公共団体、再生利用事業者、農林漁業者等及び消費者が連携しつつそれぞれ積極的な役割を果たすことが重要である。

表 食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標

業種	平成 31 年度までの目標	(参考) 平成 25 年度実績
食品製造業	95 パーセント	95 パーセント
食品卸売業	70 パーセント	70 パーセント
食品小売業	55 パーセント	45 パーセント
外食産業	50 パーセント	25 パーセント

4 官民を挙げた食品ロスの削減の促進

食品ロスについては、個々の食品関連事業者だけでは取り組むことが難しい商慣習の見直しも含めて効果的に食品ロスを削減するため、国、地方公共団体、食品関連事業者、消費者等の様々な関係者が連携して、食品の製造から消費に至るまでのフードチェーン全体で食品ロス削減国民運動を展開し、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）や食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）等の関係法令を遵守しつつ、食品ロスの削減に努めることとしている。

具体的には、食品小売業者に対しては、食品ロス削減に向けた消費者とのコミュニケーションや食品廃棄物等の継続的な計量の実施等の取組、外食事業者に対しては消費実態に合わせたメニューの開発や提供する料理の量の調整、地方公共団体と連携した食べ切り運動の推進、消費者等との食中毒等の食品事故が発生するリスク等に関する合意を前提としたドギーバッグの導入等の取組等を求めることとしているほか、消費者に対しては食品ロスの実態への認識の深化、賞味期限等への正しい理解、過度な鮮度志向の改善、量り売りの利用等の食品ロスの削減に資する購買行動、調理の工夫等による家庭での食品の食べ切り・使い切り、外食における適量の注文、食べ残しの削減等の取組を求めること等としている。

地方公共団体については、地域における食品ロスの削減の取組を促進するための地域の住民や食品関連事業者に対する普及啓発等の取組を求めることとしている。

地域の食品ロス削減について、新たな基本方針に加えて廃棄物処理法基本方針も踏まえ、より多くの地方公共団体において、その区域内における家庭系の食品ロスの発生状況を把握した上で、食品ロス削減の取組を促進していただくようお願いする。

5 食品循環資源の再生利用等の取組の促進

- (1) 登録再生利用事業者は、平成 27 年度末時点で 178 件にまで増加し、食品循環資源の再生利用の円滑な実施に貢献してきたところであるが、登録再生利用事業者が存在せず、又は非常に少ない地域もあることから、国は、こうした地域を中心に再生利用事業者に対する登録再生利用事業者制度の普及啓発を行うものとしている。

一方、登録再生利用事業者の食品廃棄物等の適正な処理を確保するため、登録の基準に特定肥飼料等の製造及び販売の実績からみて、当該再生利用事業の実施に関し生活環境保全上の支障を及ぼすおそれがないと認められることを追加するとともに、廃棄物処理法に基づく地方公共団体の対応と連携しつつ、国が食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者への指導・監督を強化していくこととしている。

地方公共団体におかれても、廃棄物処理法に基づく登録再生利用事業者等の再生利用事業者への指導・監督等について、国とも連携した取組の強化をお願いする。

- (2) 再生利用事業計画の数は、平成 27 年度末時点で 52 件にまで増加している。再生利用事業計画に基づく食品の資源循環の環（以下「食品リサイクルループ」という。）は、再生利用のあるべき姿の一つとして、その構築を一層推進していく必要がある。

このため、国にあつては食品関連事業者、再生利用事業者及び農林漁業者等のマッチングを強化することによって、地方公共団体にあつては食品リサイクルループに対する更なる理解の促進等を通じて主体間の連携を促すことによって、地域における多様な食品リサイクルループの形成を促進することとしている。また、食品関連事業者、再生利用事業者、農林漁業者等は、食品リサイクルループの構築のみならず、地域における多様な食品の資源循環の環に係る取組についても、これを促進するよう努めることとしている。

食品リサイクルループの範囲内においては、再生利用製品である特定肥飼料等の確実な利用が見込まれることから、地方公共団体は、食品リサイクルループの範囲内における市町村の区域を越えた食品循環資源の収集運搬及び再生利用が再生利用事業計画に沿って円滑に行われるよう、市町村の定める一般廃棄物処理計画への位置付けを含め、御配慮をお願いする。

- (3) 食品循環資源の再生利用等を促進するためには、再生利用施設の整備を促進し、我が国における再生利用可能量を向上させていくことが重要である。再生利用施設の整備に当たっては、食品流通の川下の食品関連事業者の取組を促進するため、PFI 事業を含め、市町村が設置する一般廃棄物処理施設での飼料化、肥料化、メタン化等の再生利用等を推進することも選択肢と考えられることから、地域の实情に

応じた意欲的な取組を行う市町村に対しては、資源の循環利用やバイオマスの有効活用の観点から、家庭から排出された食品廃棄物も含めた再生利用施設やエネルギー利用施設の整備及び既存施設の有効活用に対する支援を行っていく必要があるとしている。また、再生利用施設の整備を検討する際には、必要に応じて、食品循環資源以外の廃棄物の活用や民間事業者との連携等の観点を考慮することも有効であるとしている。

また、食品循環資源の再生利用等を促進するために、国は、民間事業者が設置する再生利用施設の整備についても支援を行っていく必要があるとしている。

市町村が設置する一般廃棄物処理施設については、広域的かつ総合的に一般廃棄物処理施設の整備を推進するために平成17年度に創設された循環型社会形成推進交付金制度により、市町村等の自主性及び創意工夫を活かしながら、その整備を推進しているところである。また、バイオマス産業都市に選定された地域については、構想の実現に向けて、関係府省の施策の活用、各種制度・規制面での相談・助言などを含めた支援が行われている。地方公共団体におかれては、こうした支援措置も御活用の上、区域内において発生する食品循環資源の再生利用可能量の向上に努めていただくようお願いする。

- (4) 食品流通の川下の再生利用等が進んでいない理由として、食品廃棄物等の分別が困難であること、性状が不均質のため飼料化等が難しいこと、民間の再生利用料金が公共サービスである市町村の処理料金よりも結果として割高となっていること、食品廃棄物等の発生場所に再生利用施設が不足していること等が挙げられている。

こうした中、これまで再生利用等が進んでいない食品流通の川下を中心とする食品循環資源の再生利用等を促進する観点からも、地域における農林漁業者等を含む再生利用事業者の把握及び育成並びに地方公共団体を含めた関係主体の連携による計画的な食品循環資源の再生利用等を促進することとしている。

市町村については、管内の一般廃棄物の処理に統括的な責任を有する者として、環境保全を前提としつつ、食品循環資源の再生利用等を地域の実情に応じて促進するため、民間事業者の活用・育成や市町村が自ら行う再生利用等の実施について、市町村の定める一般廃棄物処理計画において適切に位置付けるよう努めることとしている。また、市町村における一般廃棄物の処理料金については、環境保全を前提としつつ地域の実情に応じて市町村が決定しているところであるが、その際には、食品循環資源の再生利用等の促進の観点も踏まえることが望ましいこと、一般廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用（3R）を進めるため、廃棄物処理に係るコストの透明化等を一層促進することとしている。

この点については、廃棄物処理法基本方針においても、一般廃棄物の再生に係る施設について、効率的な立地等にも配慮しつつ必要な施設の整備を推進すること、とりわけ食品廃棄物の再生利用に係る施設については、食品リサイクル法に基づき、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用の取組の更なる促進が求められてい

ること等も踏まえ、必要な処理能力を確保できるよう、他の市町村や民間の廃棄物処理業者とも連携して処理能力の向上に取り組むこととしている。

6 その他

(1) 食品関連事業者以外の事業者からの食品廃棄物等に係る取組

学校給食用調理施設、直営の社員食堂等において自ら食品廃棄物等を発生させる者、百貨店業を営む者、ビルの所有者等テナントとして入居する事業者が発生させる食品廃棄物等を管理する商業施設の設置者等の、食品リサイクル法に規定する食品関連事業者以外の者においても、食品関連事業者の取組に準じて、食品循環資源の再生利用等を促進するよう努めることとしている。

(2) 家庭から発生する食品廃棄物に係る取組

家庭から発生する食品廃棄物の発生の抑制及び食品循環資源の再生利用等については、地域の実情に応じて、近隣地方公共団体とも連携しつつ市町村が中心となった取組が各地で実施されている。国は、家庭から発生する食品廃棄物の発生の抑制及び食品循環資源の再生利用等について、市町村が果たすべき役割を改めて周知し、消費者による発生抑制の促進や市町村による再生利用施設の整備に対する支援等を行うとともに、地方公共団体による先進的な取組事例の積極的な普及・展開を図ることとしている。

消費者は、食品ロス削減の取組を実施するよう努めるとともに、食品を廃棄する際には生ごみの水切り等により食品廃棄物の減量に努めることとしている。食品ロス削減や生ごみの水切り等による食品廃棄物の減量は、焼却せざるを得ない廃棄物について、焼却に伴うエネルギー消費量の削減や熱回収率の向上につながるなどの効果が期待できる。

(3) 食品循環資源の再生利用等の促進の意義に関する知識の普及

食品循環資源の再生利用等の促進のためには、食品廃棄物等の発生の抑制を始めとする広範な国民の協力が必要であることに鑑み、国及び地方公共団体は、環境の保全に資するものとしての食品循環資源の再生利用等の促進の意義に関する知識について、国民への普及啓発を図ることが必要である。

具体的には、国及び地方公共団体は、様々な情報伝達、持続可能な開発のための教育（ESD）の視点も取り入れた環境教育・環境学習、広報活動及び消費者団体との連携等を通じて、食品廃棄物等の発生状況、食品関連事業者の優良な食品循環資源の再生利用等の取組、賞味期限や消費期限を含めた食品表示に関する正しい理解を促すこととしている。

食品循環資源の再生利用等に関する体験活動を推進することは、食べ物に対する「もったいない」という意識の醸成を図る上で重要であるため、学校における食育の一環として、学校給食等から排出される食品循環資源の肥料等への活用等の取組を通じて、子どもの食品循環資源の再生利用等に対する理解が一層促進されるよう努めることとしている。

(4) エコフィードの製造及び利用の促進

新たな基本方針では、食品循環資源を利用し、成分及び品質についての一定の基準を満たした飼料（以下「エコフィード」という。）を認証する仕組みを広く普及啓発することとしている。平成26年6月に養豚農業振興法が公布・施行され、このことを機に、養豚業におけるエコフィードの製造及び利用の更なる促進が求められている。

エコフィードの製造及びその利用についても、食品循環資源の再生利用等の促進の一環として、食品リサイクル法に基づきその促進が図られてきたところである。一方、関係者からは、食品循環資源について、廃棄物処理法の下での廃棄物該当性の判断について各地域においてばらつきがある、食品リサイクル法の特例制度等の周知・活用が十分になされていない場合があるとの指摘がなされているところである。これを受けて、国は、養豚農業振興法に基づき策定された養豚農業の振興に関する基本方針の公表（平成27年3月）に合わせ、養豚業におけるエコフィードの利用について、環境保全を前提としつつ、地域の実情に応じて更なる促進を図っていただく際の参考としていただけるよう、食品リサイクル法の下での特例制度についての紹介、特例制度を活用したエコフィードの利用促進事例等を資料集（ガイドブック）として取りまとめる等、関連情報の周知に努めているところである。

第三 ごみ処理基本計画策定指針の改正について

食品リサイクル法の新たな基本方針を踏まえ、上述のとおり廃棄物処理法の新たな基本方針においても関連の記述を盛り込んだほか、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について」（平成20年6月19日環廃対発第080619001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）についても、食品リサイクル法の新たな基本方針等を踏まえた改正等を予定しているところである。